

# 租税回避とタックス・プランニング

柳 下 正 和

## はじめに

近年、企業の多国籍化や通信手段の発達に伴い、企業は、規制や税制の差異に着目しながらその行動についての意思決定を行っている。これらの差異は国を越える形で利用することが可能になっている。こうした行為が課税ベースの浸食と結びつけば、租税回避になることがある。租税回避は、国家の立場から見た概念であり、基準はその国の課税当局が決定する。これをもう一方の当事者である企業の立場から考えるとどのようなことがいえるのであろうか。本稿では、この間に対して、タックス・プランニング (tax planning)<sup>(1)</sup>という用語を用いてこれを考察することとしたい。

タックス・プランニングについてはアメリカにおいてショールズとウルフソンの著書(1992)を始め、タックス・プランニングに関するテキストが数多く出版されている。わが国においては中里(1998)や本庄(2000)においてタックス・プランニングが紹介されて注目を集め始めている。本庄では、国際課税を視野に入れた国際タックス・プランニングを「合法的な」選択肢の範囲内で整理・検討している。中里では、タックス・プランニングが租税支払を考慮に入れつつ効率的な経営を図るためのものであり、租税支払や租税支払以外の費用を減少させ税引前・税引後利益を増加させるために、その現象や増加をいかなる状態での租税支払や租税支払以外の費用、税引前・税引後利益と比べて把握することが問題であることが指摘されている。

本稿ではこのタックス・プランニングについて、まず始めにその意義を検討し、次にそのアプローチの仕方を整理し、最後に今後の展望について述べることとする。

## I タックス・プランニングの意義

### 1. タックス・プランニングの概念

タックス・プランニングとは、一般的には「個人または企業が自らの租税支払いを減少させることを考えながらその活動を計画すること」<sup>(2)</sup>といえるであろう。わが国においては、タックス・

プランニングに厳密な定義が与えられてこなかった。この背景には、「タックス・プランニング」という言葉が非常に漠然とした意味のものとして使われてきたという経緯がある<sup>(3)</sup>。これに関しては、いわゆる「節税」のノウハウ、テクニクといった技術論としての意味合いが強く、学問的なアプローチが展開されることが少なかったこともその要因のひとつにあげられるであろう。また、この状況について、中里は専門家のタックス・プランニングへの理解や関心がアメリカなどに比べると高くないこと、租税に関する教育がその原因の一つとして考えられることを指摘している<sup>(4)</sup>。

企業の行動原理は利潤の最大化、コストの最小化である。租税もコストのうちの一つであり、その合法的な最小化を考えない企業はないであろう。租税支払等の費用最小化を目的としてどのような選択肢を選べば企業の価値が最大化するかを評価して経営判断を行おうというのがタックス・プランニングである。この選択肢については、税法上での扱い等のような規制や法律の違いといったことが注目される。すなわち、タックス・プランニングは節税の範囲内での選択肢の比較検討を意味しており<sup>(5)</sup>、現代の企業にとって不可欠なものとなっていることができる。

タックス・プランニングは租税回避や租税特別措置との関係で論じられる。まず、租税回避との関係であるが、タックス・プランニングと租税回避は非常に似たものとして位置付けられる<sup>(6)</sup>。租税法の研究領域では、租税回避は「私法上の形成可能性を濫用して、租税を逃れることである」というように定義されている。租税回避は、合法的租税回避 (tax avoidance) と非合法的租税回避 (tax evasion) に分類される<sup>(7)</sup>。私法上の形成過程の利用の程度が「濫用」にまで至らない、すなわち否認されないのが合法的租税回避であるとすると、タックス・プランニングは合法的租税回避の範疇に含まれる<sup>(8)</sup>。

次に、タックス・プランニングと租税特別措置は非常に密接な関係を持っている。タックス・プランニングは実際に租税特別措置を利用して行われることが少なくない。租税特別措置のような優遇税制は、租税負担の軽減化を目的として課税ベースの合法的縮小を可能にする<sup>(9)</sup>。

企業の資金の流れという点に着目すると、投資と資金調達に分けて考えることができるが、両方とも租税に強い影響を受けることがわかる。支払利子や支払配当などの資金調達のコストが損金に参入できるか否かは、資金調達の形態が自己資金または借入金を中心であるか、混合形態であるかによって異なることはよく知られている。

また、課税によって税引前収益率と税引後収益率に乖離がでることは当然であるが、そのことが投資活動に大きな影響を及ぼす。投資におけるミクロ経済学のアプローチによれば、ある投資が直接的な法人税の課税を直接的に免れていたとしても、市場均衡の結果、直接的に法人税の課税の影響を受けていない投資の税引前収益率が法人税の課税の影響を直接受ける投資の税引後収

益率と等しくなるまで低下することがある。このことから、間接的に市場での調整過程を通じて課税の効果が及ぶような均衡のプロセスを無視する形では、効率的なタックス・プランニングは行うことができない<sup>(10)</sup>。

## 2. タックス・プランニングの基礎

企業が、タックス・プランニングを行う際に着目する基本的な点は、①経済活動ごとに異なる税制、②租税支払いの単位ごとに異なる税制、③所得の帰属年度の違い、の三点である<sup>(11)</sup>。また、実行されるタックス・プランニングが「合法的な選択肢」であるという点に着目すれば、①規則、②通達、③判例によって課税当局の立場を理解する必要性も出てくる<sup>(12)</sup>。

企業がタックス・プランニングを行う場合、課税上生じる差を利用して費用の最小化などの利益を得ようとするを目的とすることが考えられる。例えば、租税特別措置はさまざま社会的、経済的目的を達成することを目的に設けられているが、租税特別措置規定の要求する要件を満たす場合には課税されない。特定の要件を満たさない場合とこのような場合を比較すると、差が生じているわけであるが、この差を利用して行われるのが租税裁定取引である<sup>(13)</sup>。

企業が税引後収益率を最大化しようとするれば、課税上の扱いの差に着目する租税裁定取引を利用することが可能であろう。税引後収益率が低いままである取引よりもそれが高くなるような取引が選択されるはずである。そのような取引を多くの企業が選択すると、税引後収益率は両方の取引において均衡する。すなわち、そのような選択の結果は、需給の関係から、課税上有利な取引の税引前リターンが下がり、課税上不利になる取引の税引前リターンが上がるので、結局、税引後のリターンは均衡することになるのである。

裁定取引の基本は、経済主体間にある不均衡を均衡させることである。租税裁定取引は、課税上の扱いの差異の結果としての税引後収益率の不均衡な状態を利用するものである。経済主体が市場収益率よりも高い収益率を追い求めることにより新たな均衡状態が達成され、その結果、誰も他の者より高い収益率をあげることができない状態が生じてしまうことになる。このように、不均衡な状態を均衡させる裁定取引は経済的に必要な行為である。この租税裁定取引の利用こそがタックス・プランニングの基本である<sup>(14)</sup>。

## 3. タックス・プランニングの分類

タックス・プランニングの戦略は、所得の種類の変更、所得の帰属者の変更、所得の課税地の変更、所得の帰属年度の変更の4つ類型が主なものとしてあげられる<sup>(15)</sup>。第一の類型である所得の種類の変更の例は、外国税額控除額を増やす目的で国内所得を国外所得に転換すること、配当を利子に変更することなどもある。第二の類型である所得の帰属者の変更は、納税者に

よって税率が異なる場合に利用されるストラテジーである。この典型的な例は「法人なり」である。第三の類型である所得の課税地の変更は異なった租税制度を利用するストラテジーである。国際的なタックス・プランニングはもっぱらこれを追及するものである。第四の類型である所得の帰属年度の変更は課税の時期に着目したものである。収益の計上は遅ければ遅いほど、費用の計上は早ければ早いほど納税者には有利である。第一から第三の類型は法律的な枠組みに着目したストラテジーであり、第四の類型は経済的ないしコーポレートファイナンス的な枠組みに着目したストラテジーであると考えられている<sup>(16)</sup>。

企業の主な活動という点に着目すれば、投資に関するタックス・プランニングと資金調達に関するタックス・プランニングという分類も可能であろう<sup>(17)</sup>。投資活動や資金調達活動は租税に強い影響を受けることは周知のとおりである。

## II タックス・プランニングへのアプローチ

### 1. タックス・プランニングと取引費用

タックス・プランニングにコストがかからない、すなわち取引費用がゼロである世界においては、租税裁定取引を追及することで、租税の支払を最小化することが理論的には可能であろう。しかしながら、現実の世界では、取引条件を変更することによって取引費用が発生するために、租税裁定取引が極限まで行われることはない。例えば、ある資産を売って他の資産を買う場合にも、またある企業形態から他の企業形態に移行する場合であっても一切費用がかからないということはない。このようなコストを無視してタックス・プランニングを行うことはできないのである<sup>(18)</sup>。

企業の活動において最も優先されるのは企業価値の最大化であり、税引後利益の最大化である。タックス・プランニングはそれらの目的に対して副次的なものであるが、租税支払の最小化のために行われるのではなく、税引後利益の最大化を目的に行われるのである。そのために、タックス・プランニングを行う際、租税以外の取引費用を発生させる要因が存在するために、それらを含めたコストを最小化することが目的となるのである。

ショールズとウルフソンは、税法などの政府が設定する規制と租税支払の最小化を妨げる障害を租税以外の取引費用を発生させる要因としている<sup>(19)</sup>。また、ウィルソンは、ポーター（Michel E. Porter）の企業のグローバル戦略に基づき、最小化を妨げる障害として次の3つを提示している<sup>(20)</sup>。まず第一に、連結障害（coupling frictions）である。これは企業の付加価値連鎖（value chain）内における一緒の活動を止める傾向があるというものである。第二に、国の障害（country frictions）である。これはある特定の国における特殊な活動の立地もしくは活動

の集積の機会費用である。第三に、調整障害 (coordination frictions) である。これは租税支払の最小化を妨げるインセンティブや情報交換メカニズムに関係している。

法的タックス・プランニングの議論や節税の技術論において、取引費用の問題は見落とされてきた<sup>(21)</sup>。タックス・プランニングにおいて真に問題とされるのは、税引後利益を最大化するための事業戦略であり、その中で租税やその他の費用を含む取引費用をいかにして減少させるかであろう。そのためには、事業活動を行う際に様々な企業の法的形態の選択肢から選択を行うことも重要となる。どのような企業形態を選択するかによって課税上の扱いが異なることになるので、税負担にも当然、差が出てくることになるであろう。また、どのような事業活動形態を選択するかによって取引形態に差が出てくるのが考えられるので、その経済的インプリケーションを正確に認識し、その上で租税を考慮していく必要が出てくるのである<sup>(22)</sup>。

## 2. 企業行動とタックス・プランニング

タックス・プランニングに関する通常の議論はほとんどの場合、いわゆる法的なタックス・プランニングにとどまっている<sup>(23)</sup>。法的タックス・プランニングは、一般的に一定の取引形態を前提として、それについていかにして租税を減少させるかという点に立つものであって、いかなる取引を行うべきかに関するものではない。租税も取引費用のうちの一つであるとすれば、タックス・プランニングにおいてはいかなる取引を行えばそれを減少させることができるかを考え、行動する戦略的な要素も重要となろう。

経済学における企業の行動の分析は、利潤の最大化を前提として、課税が行われた場合にその行動がどのように変わるかを見るものである。それに対して、タックス・プランニングでは、上述のように、課税に対していかに対処したら税引後利益が最大化するかが議論の中心になる。ここでの分析の対象は、法律上の問題だけでなくコーポレート・ファイナンスも含まれることになる。このことから、両者は表裏一体の関係にあることがわかる<sup>(24)</sup>。

租税および租税以外の取引費用の結果を考慮に入れて、どのような取引を選択するのが望ましいのか、企業は事業上の意思決定を行う。企業が行う多くの取引には、キャッシュのインフローとアウトフローの両方が伴い、その評価はネット・キャッシュフローに基づき行われる。ネット・キャッシュフローはキャッシュのインフローからアウトフローを差し引いて、利率などの割引率で割引いた通貨の現在価値で表される。ある取引の割引現在価値 (NPV: Net Present Value) は、取引に関わるネット・キャッシュフローの現在価値の総和である。この NPV がプラスを示せば、この取引が選択される意思決定の指標となりうる。また、その際にその取引に関するリスクも勘案されて意思決定が行われる<sup>(25)</sup>。

租税支払はキャッシュのアウトフローである。例えば、企業が機械を購入する場合、それに消

費税がかかるとする。その場合、機械の価格に消費税分が上乗せされるので、キャッシュのアウトフローは消費税分増加する。そこで、この機械を購入する意思決定が行われる場合に、消費税支払のコストを減少させようとするならば、消費税の税率がより低い所かまったく消費税がかからない所での購入が選択されるかもしれない。また、租税特別措置などの利用によって租税が節減される場合は、キャッシュのインフローの増加とみなされる<sup>(26)</sup>。

ところで、租税支払の最小化と効率的なタックス・プランニングの違いはどこにあるのであろうか。これに関して、企業の金融という点からみると、ある取引における租税支払を最小化する企業戦略が現在割引価値を最大化しないかもしれないし、企業にとっての最適な戦略にならないかもしれない。企業にとって望ましい戦略は利潤を最大化するような戦略であり、またキャッシュフローで測った企業価値を最大化するような戦略である。キャッシュフローで測った企業価値を最大化するような戦略を考える場合、単純に租税の支払というコストを最小化するだけでなく、キャッシュのインフローを増加させ、アウトフローを減少させるようなネット・キャッシュフローを最大化する取引を選択することが重要であろう。

### 3. 投資のインセンティブと暗黙の租税 (implicit tax)

企業が海外へ進出した場合、現地で稼得された所得を再投資すべきか、親会社へ送金すべきかという選択が出てくる。この選択に関しても、租税およびそれ以外の要因がかなり強い影響を及ぼすことがわかる。一般的に、税率は各国によって様々であるので、相対的に税率が低い国においては、税引前利益を抑えようとするための競争が期待される傾向がある。この時、対外投資において暗黙の租税が生じているのである<sup>(27)</sup>。

暗黙の租税は、租税上有利な資産への投資の価格が市場で競りあがるために生じる<sup>(28)</sup>。その結果は、前述したように、租税上有利な資産への投資の税引前収益率が租税上不利な資産への投資の税引前収益率よりも低くなる。すなわち、課税される活動と課税されない活動（この場合の活動とは資産への投資である）が存在する場合、両者の市場での税引後収益率は均衡するので、非課税の活動の収益率が低下するかもしれない。この低下が暗黙の租税である。暗黙の租税による税引後収益率の低下は、企業が租税裁定取引を行うことで誘発されるのである。仮に、実効税率と税引前収益率が異なる国での投資であっても、投資の税引後収益率がまったく同じになる場合が考えられるかもしれない。そのようなケースでも、ケースごとに暗黙の租税の税率が異なるので、実際には税引後の収益率は時間の経過とともに変化を見せるだろう<sup>(29)</sup>。

暗黙の租税は、特定の納税者が特定の投資に集中する現象を引き起こす<sup>(30)</sup>。例えば、限界税率が高い納税者は、控除を目的に税制上優遇されている資産への投資を行うであろう。上述の議論との関係では、限界税率が低い納税者はそのまま、租税上不利な資産への投資を行っても比較的

高い税引前収益をあげることができるが、限界税率が高い納税者は税制上有利な資産への投資を行うであろう。

#### 4. グローバルなタックス・プランニング

近年の通信技術の飛躍的発展は世界各地の距離を縮め、あらゆる企業形態の取引の国際化を容易にした。このことを反映してタックス・プランニングにおいてもグローバルな視点に基づきその効果を考慮する必要があるのは前述の通りである。

理想的なタックス・プランニングは次の点で包括的なものでなければならないことが指摘されている<sup>(31)</sup>。①取引のすべての当事者の租税負担を考慮したものであること。②現在のみならず将来にわたって、租税負担のことを考えること。特に、タックス・プランニングの波及効果まで念頭に入れること。③所得税のみならず、すべての種類の租税を考慮すること。また、暗黙の租税も考慮すること。④租税をビジネスに伴うコストの一つと考えること。したがって、例えばいくら租税支払を減少させることができても、そのタックス・プランニングを実行するためのコストが膨大になればそのタックス・プランニングは意味をなさない。⑤あくまでも、税引後利益の最大化を考えること。租税を減少させればよいわけではない。⑥世界の租税制度のインターアクションを考慮に入れること。

とりわけ、グローバルな視点に関わるものは⑥であろう。外国へ企業が進出する場合検討されるべき事項として、①支店か子会社か、②資本輸出の許可は必要か、③居住地国（資本輸出国）の許可は必要か、④子会社の場合その株式所有者（親会社）を自社として直接支配するか、中間会社としてこれを標的国に設けるか、第3国に設けるか、⑤製造業の場合その製造特許を子会社に譲渡するか、使用許諾権を与えるか、などの点で企業が意思決定を行わなければならない問題が生じる<sup>(32)</sup>。

上記の事項に関して、多国籍企業は生産要素を考慮に入れた立地条件の選択と租税支払を考慮に入れた所得源泉の決定についての意思決定を行う必要が出てくる。租税制度は企業にとって与件であり、動かすことのできないものである。しかしながら、経済のグローバル化の進展は、企業に多国籍化することで租税制度の選択を可能にした。課税繰延べの手段としての利益の付け替えは、前述のように、所得源泉の変更や所得の帰属年度の違いを利用して行われる。その具体的な方法は、①損金算入可能な支払い形態への変更、②移転価格、③コスト・シェアリング、④パートナーシップ（組織形態による税制の違いを利用）、⑤金融派生商品等があげられよう<sup>(33)</sup>。

これらの手段は、国際的なタックス・プランニングのスキームを構築する際にも用いられる。外国税額控除の控除限度額を増加させる目的で国内所得を国外所得に変更したり、配当を利子に変更する目的で株式の発行よりも借入金を増やすことを選択したり、取引の際に用いられる価格

(移転価格)を操作することで利益を付け替えるといったものが基本的なものである。近年、金融派生商品の登場によって取引費用の引下げがさらに容易になった点でタックス・プランニングも容易になったと言われている<sup>(34)</sup>。

## 5. 所得源泉の決定と移転価格

所得の源泉をどこにするかで税負担は変わってくる。これは、タックス・プランニングにおいては所得の源泉地の変更ということになるが、直接的な租税と同じようにそれ以外の要因、すなわち暗黙の租税も重要になる。関連企業間の取引で設定される価格が移転価格であるが、取引価格の操作は、結果として税引前利益の変化を導く。移転価格の便益は、本国への送金政策、世界各国の税率の相違、粗利益、付加価値連鎖における連結活動の能力、政府の規制の程度に依存する<sup>(35)</sup>。

分権の度合いが小さい小規模な企業では、移転価格を用いた税負担の調整活動のインセンティブがあまり働かない。ウィルソンの研究では、租税以外の対象では移転価格と業績の評価のデザインからの潜在的な便益が、調査の対象となった複雑な戦略的ビジネス単位をもつ分権化された企業に関して重要であることが示されている<sup>(36)</sup>。また、企業の規模と分権化の度合いに加えて、ユニークな中間財を持つ企業は移転価格に関する租税以外の要因からそれほど便益を受けないことも示されている。

移転価格に関する規制(調整障害)は、その対象が有形資産から無形資産へ移り、複雑化していくにつれ、移転価格税制の強化という形で厳しいものとなっている。移転価格税制の度重なる適用は、企業に調査や訴訟の費用といった莫大なコストを発生させる。こうした状況を避けるために、移転価格の事前確認制度がわが国で初めて導入され、アメリカにおいてもこれと似た制度が導入される経緯となった。事前確認制度は企業と課税当局が、移転価格税制の適用を避けるために、設定された移転価格が適正であるという事前の合意を結ぶ制度である。前述のように、この制度の利用がタックス・プランニングを行う場合、取引費用の引下げの有効な選択肢となりうる事が考えられる。

## Ⅲ 今後の展望

インターネットの普及に伴う電子商取引の発展は、企業にとって複雑でダイナミックなタックス・プランニングを行うことを可能にするかもしれない。電子商取引の発展は、知的財産所有権の保護および税制の整備がその成否を決定する。しかしながら、これらの制度に関する国際的レジームはまだ未整備である。すなわち、各国ごとに制度およびその概念が異なるわけである。と



りわけ税制においては課税の空白が生じる可能性がある。つまり、租税裁定取引が行われるのに十分な環境にあるのである。

電子商取引では、従来のようなモノの取引の他にデジタル製品の取引が扱われるようになる。デジタル製品には、例えば、コンピュータ・プログラム、データ・ベース、通信・放送サービス、金融サービス、その他の専門サービス、本、音楽、映像などがある。これらの「商品」は形を有していないのが特徴である。また、これらの「商品」の取引から生じる所得は事業所得、使用料、人的役務のいずれに該当するのかという問題がある。課税関係は、モノの譲渡か、知的財産権の使用料か、サービスの提供かによって異なることになる。これに関しては、ケースにより判断すべき問題となるであろう。

課税権の配分に関しても、取引によって生じた所得について、居住地で課税するか、源泉地で課税するか、双方で課税が行われるかによってケースごとに違いが出てくる。ここで問題となるのは、恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) に帰属する所得であり、何を恒久的施設とするかである。しかしながら、現行の税制は国際的な調整に関して地理的要素に基づいているため、電子商取引の普及によってまったく機能しなくなることが予想されている。恒久的施設の概念については、いわゆる物理的な施設 (建物や工場など) がそれにあたることと OECD のモデル条約では決められている。

OECD において電子商取引に関して何が恒久的施設にあたるかが議論されている<sup>(37)</sup>。この議論において、恒久的施設はウェブ・サイトを置いているサーバーがこれにあたりとされているが、サーバーの設置場所の移動により用意に租税回避が行えることが弱点であることが指摘されている<sup>(38)</sup>。また、この議論においてはタックス・ヘイブンを設置した中間会社を利用する場合の国際的なルールの確立が明確になっていない点も指摘されている<sup>(39)</sup>。そして、従来の所得課税の論理による課税権の配分が意味をなさなくなる以上、電子商取引によって生じた所得の配分については新たな方式を導入して問題解決の選択肢とすることも議論されている<sup>(40)</sup>。

無形資産を含む知的財産が通商問題として脚光を浴びるようになり、知的財産所有権の問題の重要性は税制の問題と並んで強調されるようになってきた。国家の産業政策および企業の経営戦略にとって、知的財産は欠くことのできない存在となりつつある。とりわけ、知的財産はコピーが容易であるため、その保護が重大な課題である。知的所有権の問題は、その考え方が各国で大きく異なるために、関連制度に関しても各国で大きな差異が存在する。知的所有権関連の国際レジームにおいてこうした各国の足並みの乱れを揃えるべく努力が続けられている。例えば、貿易関連知的所有権協定 (TRIP) において、コンピュータ・プログラムに著作権が与えられ、これに関連した所定の国際最低基準の遵守が全 WTO 加盟国に義務付けられ、各国の待遇を国際的に調和させようという動きがこれにあたるであろう。とはいっても、各国の隔たりは依然として

大きいままである。

1990年代前半には、日米間で移転価格税制と貿易摩擦の問題が結び付けられる形で議論されることがあったが、税制と通商の問題は切り離して議論されることが必要である。電子商取引の問題についても、これと同じケースが起こることを推測することは十分可能であろう。電子商取引の発展・拡大を阻害しないためにも、電子商取引関連の税制および知的所有権関連の国際的なルールの整備が急務である。また、企業のタックス・プランニングもこの動向次第で大きな影響を受けることが予想されるのである。

## むすびにかえて

本稿では、まず第一にタックス・プランニングの意義について明らかにし、次にそのアプローチの仕方について検討を行い、最後に今後の展望として、これから問題になるであろう電子商取引に関する通商と税制の問題をタックス・プランニングとの関わりから考察した。

企業の投資に関する意思決定を考慮する際に、「合法的」であるか「非合法的」であるかは重要な判断材料であろう。租税を通じてどのような意思決定が行われるかを考えるのがタックス・プランニングである。その意思決定に基づいた行動が、結果として課税ベースを侵食し、税収を減少させることになれば、課税当局はその行動を租税回避とみなすかもしれない。タックス・プランニングは「合法的な」租税回避ということになるであろうが、租税回避は「合法的」であるか「非合法的」であるかにかかわらず、租税政策の失敗の指標の一つである<sup>(41)</sup>。すなわち、課税ベースの侵食の問題であり、租税特別措置が利用できる企業とそうでない企業があることを考えると税負担の公平や中立性を阻害する要因となりうる。

電子商取引の発展の成否は、知的財産権の保護と税制によって決まるといっても過言ではない。国家及び企業にとって知的財産権の保護と税制は、今後も国際戦略上重要な位置付けを占めるものになるであろう。これらに関しては、経済事情や文化的要因から各国ごとに制度が大きく異なり、企業はその差異を利用した国際的な取引そしてタックス・プランニングに関してダイナミックかつ複雑化する形で追求することが予測される。しかしながら、このようなことの追求は国家と企業の過剰なフリクションを起こすという危険をはらんでいることを忘れてはならない。

最後に、効率的なタックス・プランニングは、租税だけでなく租税以外の要因も考慮に入れねばならない。このことから、タックス・プランニングは包括的なものであることが要求されることがわかる。すなわち、タックス・プランニングは、租税のことだけを考える特殊なものではなく、効率的な経営を行うために租税支払も考慮しながら実行されるものでなければならない<sup>(42)</sup>。より一層の国際化が進むことを考えると、わが国においてもタックス・プランニングの重要性が認識さ

れ、トータルなビジネス・プランニングの一環としてのタックス・プランニングを行う専門家が  
増えることが望ましいと言えるであろう。

## 《注》

- (1) タックス・プランニングという単語には、「租税計画」や「租税節減計画」という訳語があてられることが多い。この単語に関して、本稿で考察しているニュアンスと訳語のニュアンスの違いが大き  
いように筆者は感じている。そこで、本稿では、訳語ではなくタックス・プランニングという単語を  
そのまま使うこととする。
- (2) 中里 実 (1998) 70 頁。
- (3) 同上, 70-71 頁。
- (4) 同上, 83-84 頁。
- (5) 本庄 資 (2000) 249 頁。
- (6) 中里 (1998) 71 頁。
- (7) 西野万里 (1998) 7-8 頁。
- (8) 本庄 (2000) 249 頁。
- (9) 西野 (1998) 7 頁。
- (10) 中里 (1998) 72-73 頁。
- (11) Scholes & Wolfson (1992), p. 13.
- (12) 本庄 (2000) 249 頁。
- (13) Scholes & Wolfson (1992), p. 104 および中里 (1998) 79 頁を参照されたい。
- (14) 中里 (1998) 80 頁。
- (15) Scholes & Wolfson (1992), pp. 15-19 および中里 (1998) 82-83 頁を参照されたい。
- (16) 中里 (1998) 83 頁。
- (17) Scholes & Wolfson (1992), p. 1 および中里 (1998) 72 頁を参照されたい。
- (18) 中里 (1998) 80 頁。
- (19) Scholes & Wolfson ではこれを friction という用語を用いて説明している。詳細は Scholes &  
Wolfson (1992) ch. 6 を参照されたい。
- (20) Willson (1996) p. 196.
- (21) 中里 (1998) 81 頁。
- (22) 同上, 78-79 頁。
- (23) 同上, 73 頁。
- (24) 同上, 74 頁。
- (25) Jone, Sally M. (2001), pp. 52-54.
- (26) *ibid.*, p. 56.
- (27) Scholes & Wolfson (1992), p. 253.
- (28) *ibid.*, p. 84.
- (29) *ibid.*, pp. 256-257.
- (30) *ibid.*, p. 6. なお、この現象は Tax clienteles という言葉で表現されている。
- (31) 中里 (1998) 77 頁。
- (32) 本庄 (2000) 281 頁。
- (33) 中里 実 (1999) 143-147 頁。
- (34) 中里 (1998) 81 頁。

- (35) Wilson (1996), p. 221.
- (36) *ibid.*, p. 222.
- (37) OECD (1998), "Electronic Commerce: Taxation Framework Conditions".
- (38) 本庄 (2000) 158 頁。
- (39) 同上, 158 頁。
- (40) 個々のインターネットユーザーがダウンロードする情報量に応じて課されるビット・タックス (bit tax) がその代表的な案である。
- (41) 西野 (1998) 23 頁。
- (42) 中里 (1998) 83-84 頁。

#### 参考文献

- 本庄 資 (2000) 『国際租税計画』 税務経理協会。
- 中里 実 (1998) 「タックス・プランニング」 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 『国際政治経済システム 第2巻 相対化する国境 I』 有斐閣。
- 中里 実 (1999) 『キャッシュフロー・リスク・課税』 有斐閣。
- 西野万里 (1998) 『法人税の経済分析』 東洋経済新報社。
- Sally, Jones M., (2001) *Principles of Taxation for Business and Investment Planning 2001 Edition*, Irvin McGraw - Hill.
- Scholes, Myron S., Wolfson, Mark A., (1992) *TAXES AND BUSINESS STRATEGY - A Planning Approach*, Prentice - Hall.
- Willson, Peter G. (1996) "The Role of Taxes in Location and Sourcing Decisions", Giovannini, Alberto, Hubbard, Glenn R., Slemrod, Joel, ed. *Studies in International Taxation*, The University of Chicago Press.